

経済産業省特許庁ヒアリング資料 (知財イノベーション競争戦略関係)

○我が国の「知財システム」の競争力強化

項目：26, 27, 28, 32, 33

○我が国が生み出す「知」の活用を促進

項目：43, 44, 45, 46

平成23年12月15日

経済産業省 特許庁

II. 知財イノベーション競争戦略／1. 我が国の「知財システム」の競争力強化

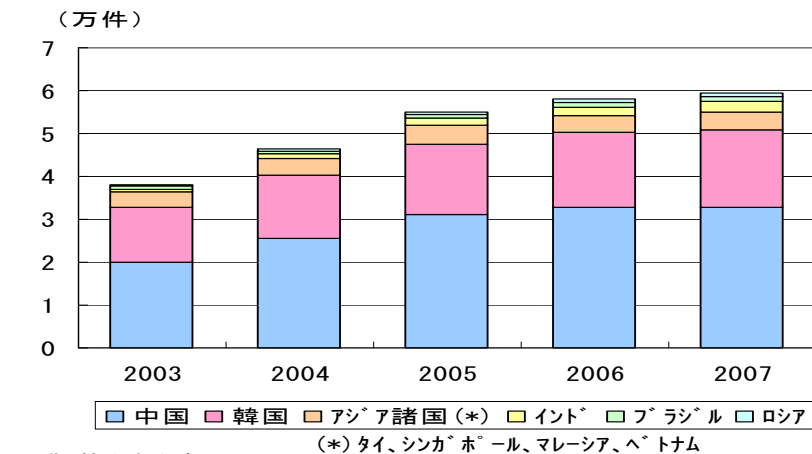
具体的な取組		概要	担当府省
26	英語での国際的な予備審査の推進	アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国を拡大する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)	経済産業省
27	国際審査官協議の推進	国際的な特許制度の調和の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。(短期・中期)	経済産業省
28	特許審査ハイウェイの主要国への拡大	特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアをはじめとする主要国に更に拡大する。(短期)	経済産業省
32	多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備	中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスの確保が必要である。世界中の技術を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める。(短期・中期)	経済産業省
33	世界標準の特許分類の構築	我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を進める。(短期・中期)	経済産業省

II. 知財イノベーション競争戦略／3. 我が国が生み出す「知」の活用を促進

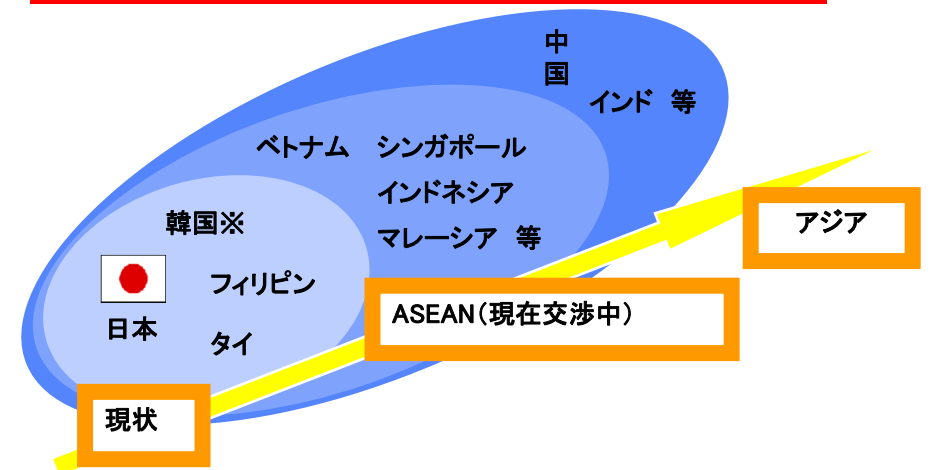
具体的な取組		概要	担当府省
43	中小企業のグローバル展開支援の強化	中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。(短期)	経済産業省
44	総合的な支援体制の整備	ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)	経済産業省 農林水産省
45	ワンストップ相談窓口への人財の配置	事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人財をワンストップ相談窓口配置するとともに、弁護士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から窓口へ派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期)	経済産業省
46	新たな出願支援策の創設	特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策(「知財コンダクター(仮称)」)を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。(短期)	経済産業省

■ 我が国企業の進出先がアジア新興国へと拡大していることを踏まえ、英語による国際調査を行う対象国を拡充し、我が国企業がアジアで生み出す研究開発成果について、適切に保護される環境の実現を図る。

【日本人の海外特許出願数の推移】



英語による国際調査の拡充(目標)



※現在、日本で国際調査を行う韓国PCT出願は、日本語出願のみ

これまでの実績

- ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシア、韓国と管轄ISA化に向けた交渉を実施。










今後の取組

- 2012年2月の日-ASEAN長官会合等の場において、ASEAN諸国との交渉を継続して実施。
- 中期的に、中国やインドへの拡大を図る。

項目27 国際審査官協議の推進

- 審査実務・運用の調和には、まず、相手国の審査や基準をより深く理解することが重要。
- また、共通特許分類の策定のためには、審査官同士の分類協議を加速化することが必要。
- 協議実施国の戦略的拡充を図るとともに、**審査官協議の一層の充実を目指す。**

【今年度の審査官協議の実施状況】

		派遣		受入	
		今年度	昨年度	今年度	昨年度
	欧州	8名	8名	6名	6名
	中国	4名	4名	4名	—
	韓国	2名	2名	2名	2名
	ドイツ	4名	4名	—	4名
	スペイン	2名	—	—	—
	スウェーデン	2名	—	—	—
	台湾	4名	4名	4名	—
	ロシア	2名	2名	—	3名
	インド	2名	2名	—	—

※予定含む

※その他、過去にイギリス、カナダ、オーストラリア等と実施。

これまでの実績

- 今年度は新たにスペインとの審査官協議を開始したのに加え、欧州、中国、韓国、ドイツ、スウェーデン、台湾、ロシア、インドとの審査官協議を実施(派遣、受入合わせて46名(昨年度は41名))。
- 米国特許商標庁で開催された、五庁審査官ワークショップにおいて、共通案件を用いて各国の審査手法や判断について協議を実施。
- 従来の個別審査案件を用いた短期型審査官協議では難しい、審査基準・分類等の調和や審査のワークシェアリングの議論の促進のために、中長期審査官協議のための予算要求中。

今後の取組

- 新規PPH締結国を中心に審査官協議を拡大する。
- 中長期型の審査官協議を実施する。

項目28 特許審査ハイウェイ(PPH)の主要国への拡大

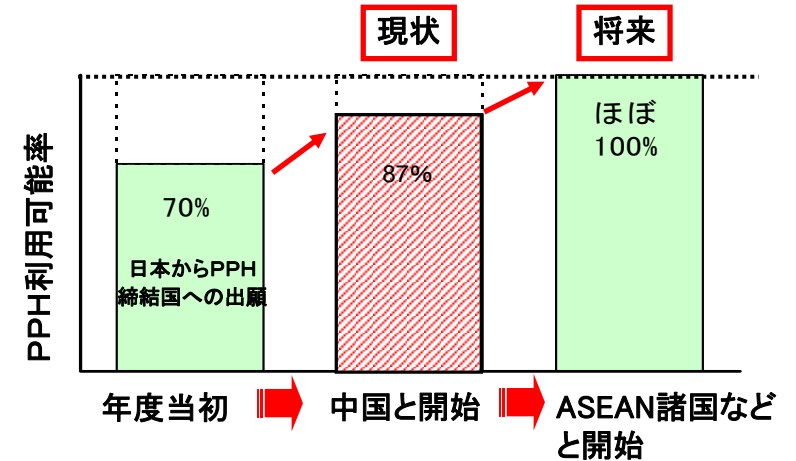
- グローバルな事業展開には、海外で安定した経済活動が保証されるよう、安定した権利保護が必要。
- 我が国の特許を活用し、海外で迅速な権利取得を可能とするPPHの一層の拡大を図る。これにより、日本で特許となった発明が世界で早期に特許となる枠組みの構築を目指す。

【PPHの拡大】



目標: PPH利用可能率を100%に

$$\text{PPH利用可能率} = \frac{\text{日本からPPH締結国への全出願件数}}{\text{日本から海外への全出願件数}}$$



(注) PPH利用可能率の数値(70%,87%)は、2008年のデータを基に算出

日本の特許をもって、海外で迅速な権利取得

これまでの実績

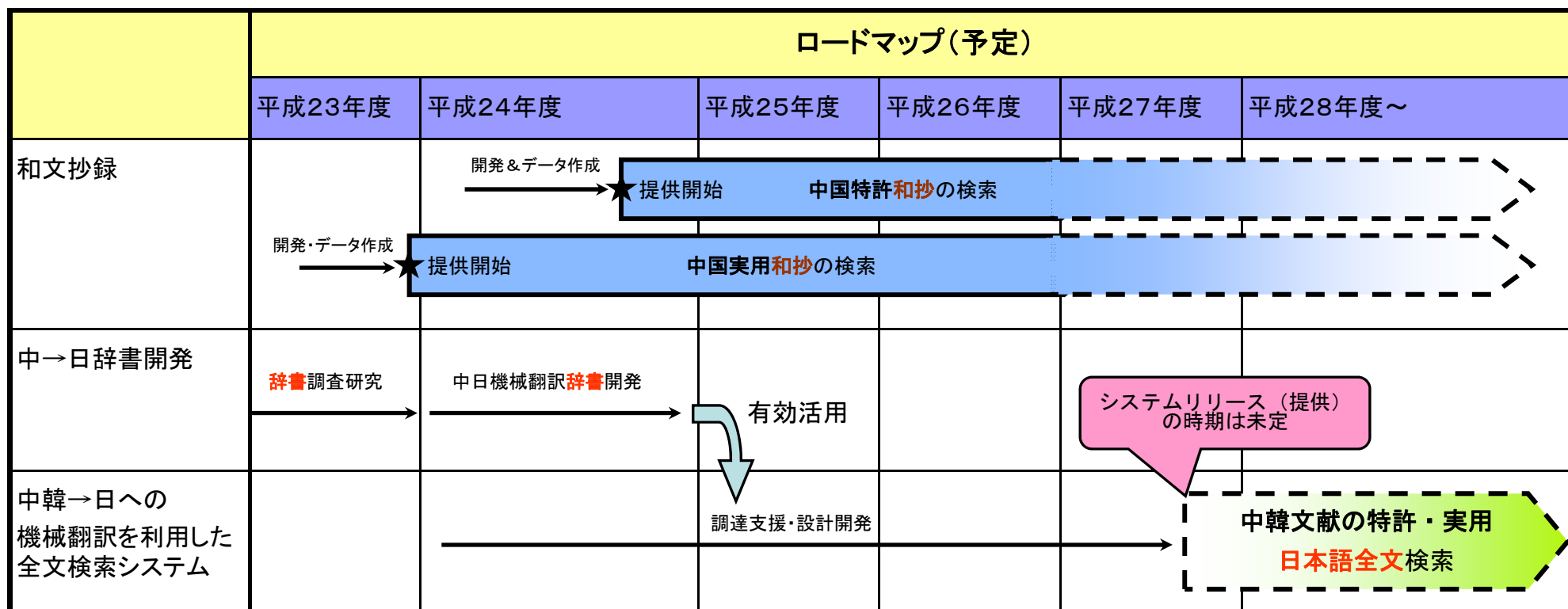
- 本年6月にスウェーデンとのPPHを開始し、その後、メキシコ、北欧、デンマーク、中国、ノルウェー、アイスランドとのPPHを順次開始。

今後の取組

- ASEAN諸国などとのPPH開始に向けた交渉を実施。

項目32 多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備

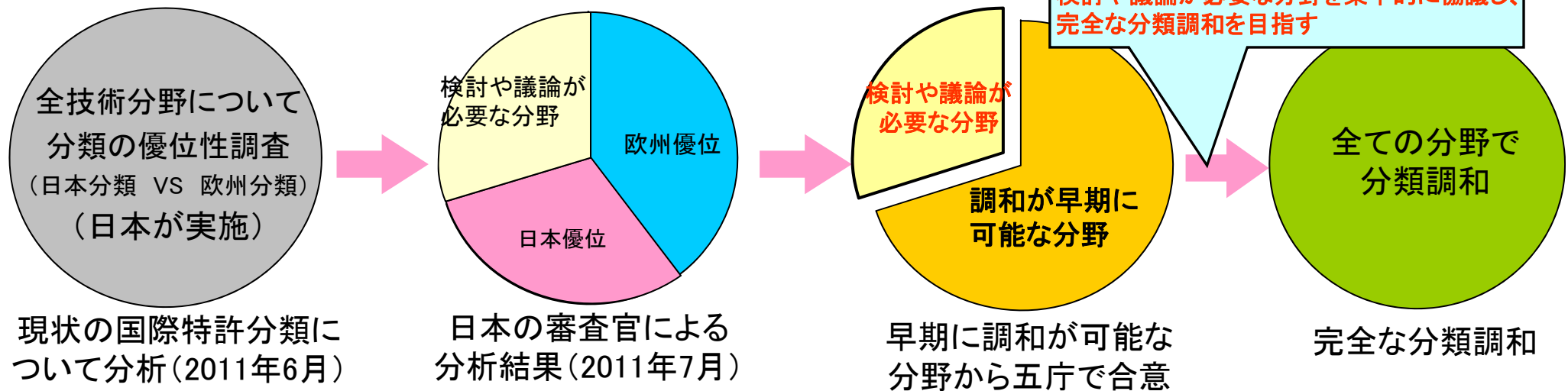
- 増大する中韓特許文献等を容易に調査できなければ、①不十分な先行技術調査による権利の安定性の低下、②進出先において現地企業から訴えられる可能性の増大、等のリスクが高まる。
- 大量に存在する中韓特許文献等を、審査官や外部ユーザーが容易に調査できる環境を早期に実現するためには、機械翻訳を活用した日本語による検索システムの開発が必要。
- 機械翻訳システムが開発されるまでの期間においても、中国特許・実用新案の和文抄録を提供するなど、差し迫ったリスクに応じた対策を講じる必要がある。



項目33 世界標準の特許分類の構築

- 急増する中韓文献への対応も踏まえ、共通特許分類の策定に向けた議論が五大特許庁会合で活発化。
- 日本がリーダーシップを発揮し、中国・韓国とも連携して、中韓文献も検索できるような国際公共財としての共通特許分類の構築を目指す。

【分類調和の加速化プラン】



これまでの実績

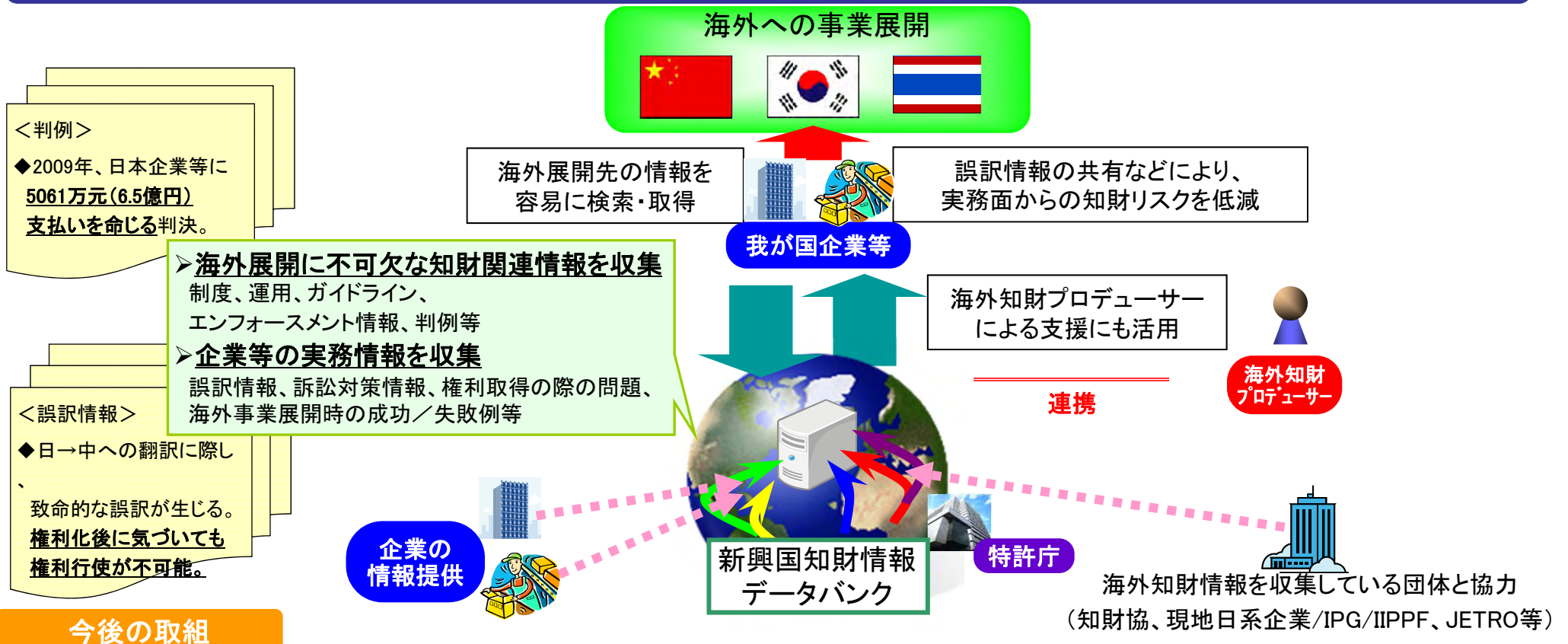
- 2011年5月の五大特許庁長官会合にて分類調和の加速化プランを提案し五庁間で合意。
- 2011年6月に、全技術分野について日本の審査官により、日本と欧州の分類の優位性を分析。
- 2011年10月の五庁分類作業部会で分析結果を五庁で確認し、当該分析結果に基づいた分類調和の議論を開始。
- 2011年11月に、三極特許庁長官会合にて分類調和の加速化に関する作業部会の立上げに合意。

今後の取組

- 2012年には、新たに立ち上げる三極特許庁の作業部会を中心に、分類調和の加速化に関する検討を行う。当該検討結果を踏まえ、2013年1月からの本格的な加速化を実現させる。既存の分類調和プロジェクトは並行して進展させる。

項目43 新興国知財情報データベースの構築

- 我が国企業等が新興国に事業展開するに際しては、リスク把握のため、現地の知財情報が不可欠。
- 企業等が様々な海外知財リスクに対応するには、各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが必要。
- 平成24年度新規予算要求中(約0.5億円)。



新築国知財情報データベースの構築(2011年度～)

- 2011年度知財協、JETRO等の関係団体・企業等と意見交換・情報収集中。データベースのシステム設計について検討。
- 2012年度予算要求を踏まえ情報提供開始。当初の対象国としては中韓等を想定、以降ニーズに応じ対象国の拡大を検討。

項目43 海外知的財産プロデューサー事業

■ 駐在経験(米国・欧州・中国・ASEAN)、知財経験(出願権利化から権利活用・侵害訴訟等)が豊富な、民間企業出身の、海外知財マネジメントの専門人材である「海外知財プロデューサー」を6名採用し、中堅・中小を中心とした企業等に対し、海外事業展開が期待される有望技術について、事業内容や進出国の知財保護事情に適した権利取得、管理・活用等の知財マネジメントを支援。(平成23年度より開始)

特許庁・INPIT

民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材(海外知財プロデューサー)

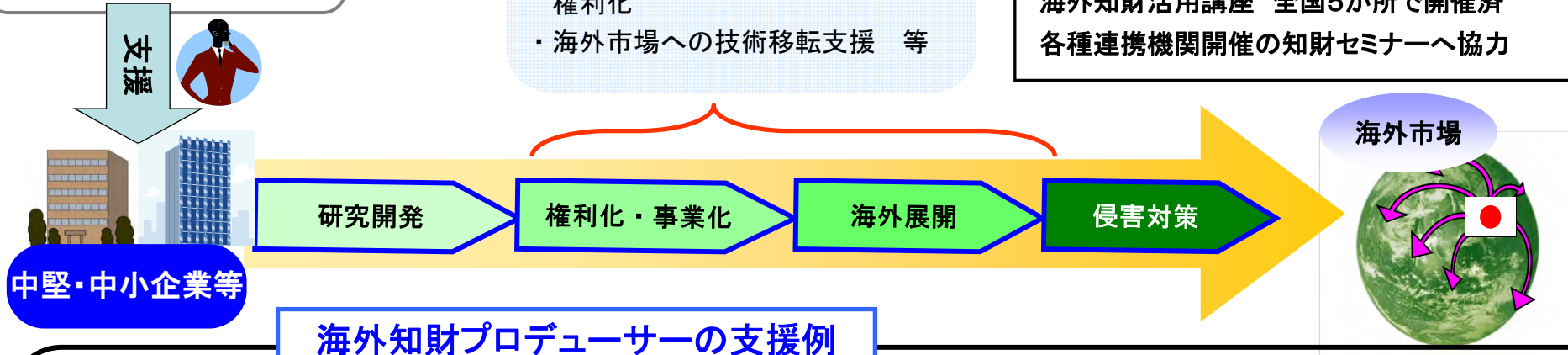


海外事業展開の知財面での支援

- ・ 事業に適した知財戦略策定
- ・ 模倣品等を見据えた進出国での権利化
- ・ 海外市場への技術移転支援 等

○海外知財プロデューサーによる支援件数
73件(11月末現在)

○海外知財プロデューサーによるセミナー等を通じた啓発
海外知財活用講座 全国5か所で開催済
各種連携機関開催の知財セミナーへ協力



海外知的財産事情を踏まえた、留意点のアドバイス・知財戦略のプロデュース

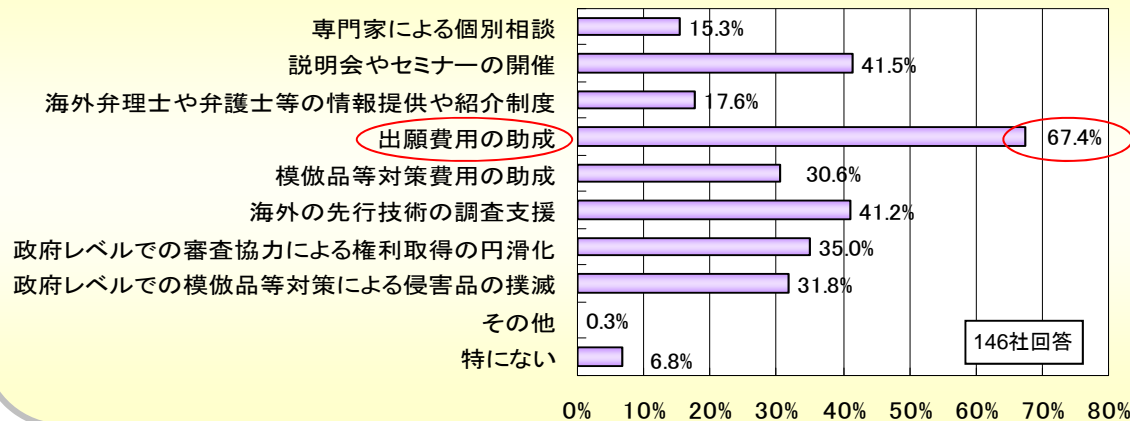
- 外国出願を想定した特許のクレーム作成
- 外国における商標出願のための事前調査手法
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた外国展示会出展方法(サンプル提供の方向性の提案等)
- 特許だけではなく商標等も組み入れた知財戦略



等

- 外国での特許や商標等の権利取得は**模倣品防止**や海外市場の**販路開拓**の大きな力。
- しかし、外国での権利取得には**多額の費用**がかかり、資力に乏しい中小企業には大きな負担。
- 地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国への出願に要した費用(翻訳費、外国出願料、外国代理人費用等)を支援。

中小企業の外国出願助成に対するニーズは高い



海外特許取得にかかる費用

欧 米…約 119万円
ア ジア…約 76万円

出典：「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究報告書」(2007)
(223社回答)

出典：「諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策の比較に関する調査研究報告書」(2009)

負担軽減のため外国出願費用を助成

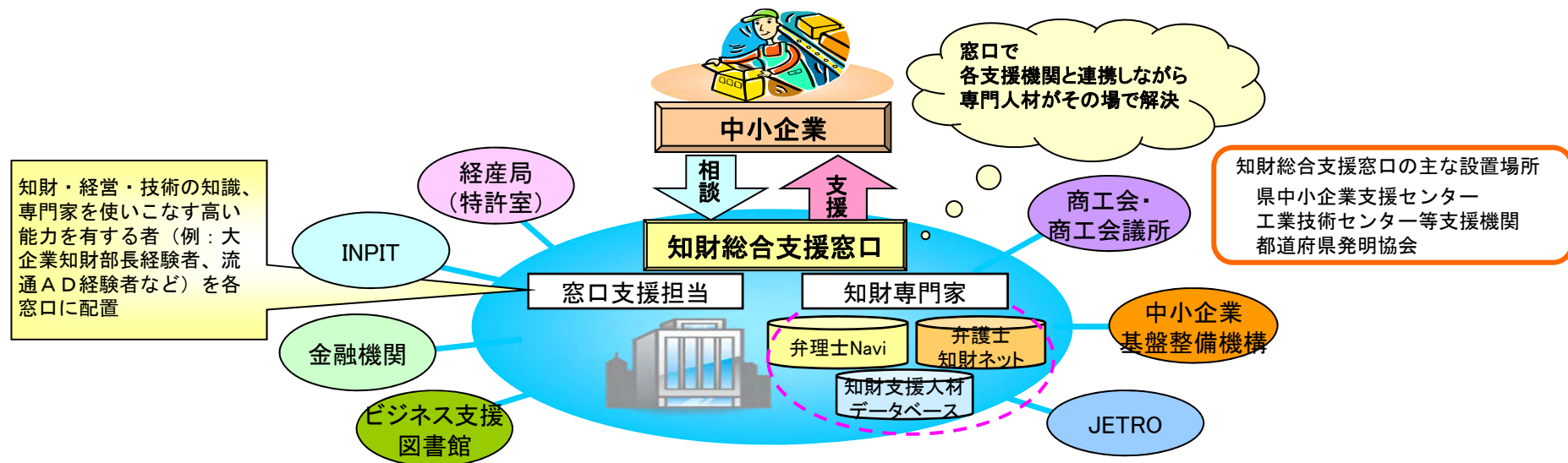
- ・補助額：外国出願費用の**1/2**を補助 (上限額:特許150万円、意匠・商標60万円)
- ・平成22年11月に緊急経済対策の一環として、実施自治体の費用負担を軽減した結果、**支援企業数は大幅に増加**。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度(うち要綱改訂後)	平成23年度(見込み)
実施自治体	4地域	8地域	16地域 (6地域)	26地域
支援企業	11社	25社	71社 (21社)	151社

- ・支援企業数の急増に伴い、平成24年度予算要求額を**大幅に増額要求**。(210社を支援予定。)
平成24年度概算要求額 1.5億円 (平成23年度予算額 0.8億円)

項目44, 45 知財総合支援窓口 関係①

- 中小企業からの知財関連相談を一元的に受け付けワンストップで解決を図る「知財総合支援窓口」を47都道府県に設置。
- 経営の観点から知財に関する課題等を解決できる者を窓口に配置、弁理士や弁護士等の専門家とも共同して支援。



窓口担当者、専門家による支援

- ・ 窓口支援担当として全国の窓口に130人配置、弁理士や弁護士等の専門家とも共同して支援を実施（10月末現在で約5,800人の専門家を活用）。

支援機関との連携

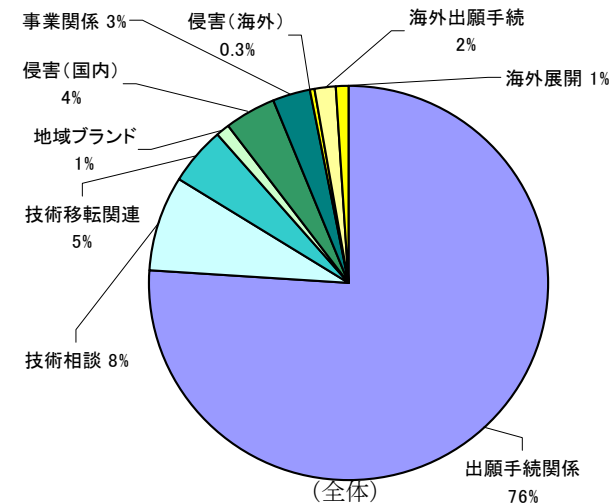
- ・ 商工会・商工会議所や金融機関等各支援機関とも連携して知財相談に対応（支援機関からの紹介は全体の約3割超）
- ・ 中小企業を支援する各支援機関のほか、大学技術移転協議会（UNITT）や全国イノベーション推進機関ネットワーク、ビジネス支援図書館とも連携して支援を実施。

- 相談件数は10月末現在で56,255件と、順調に利用件数が伸びている。
- 新規の中小企業相談は毎月1,000件強であり、リピーターも7月以降増加傾向にある。
- 従来の「待ち受け型の窓口」から「企業訪問も含めた新規相談者開拓」にも注力。
(訪問総数: 10月末現在3,805件)

窓口における支援の具体例

- ・ 大手企業から侵害警告を受けた。侵害警告対応に関する対応手順の助言をいただき、合わせて侵害に強い専門家を派遣いただくことで、適切に対応できるようになった。(東京都の企業)
- ・ 開発成果から特許になりそうなテーマを抽出することを支援いただいた。さらに特許出願手順の説明を受け、現在弁理士と相談しながら特許出願している。(茨城県の企業)
- ・ 加工技術に関する特許情報を提供いただいた。技術課題については県産品加工支援センターを案内いただき、また事業多角化の参考として産業応援ファンド事業、農商工連携ファンド事業などを案内いただいた。(福島県の企業)

相談項目比率



注1: 相談項目は複数選択有り

2: 出願手続関係は国内・海外出願手続、類似案件調査、出願料金等、中間手続の合計

3: 事業関係は経営相談と資金相談の合計

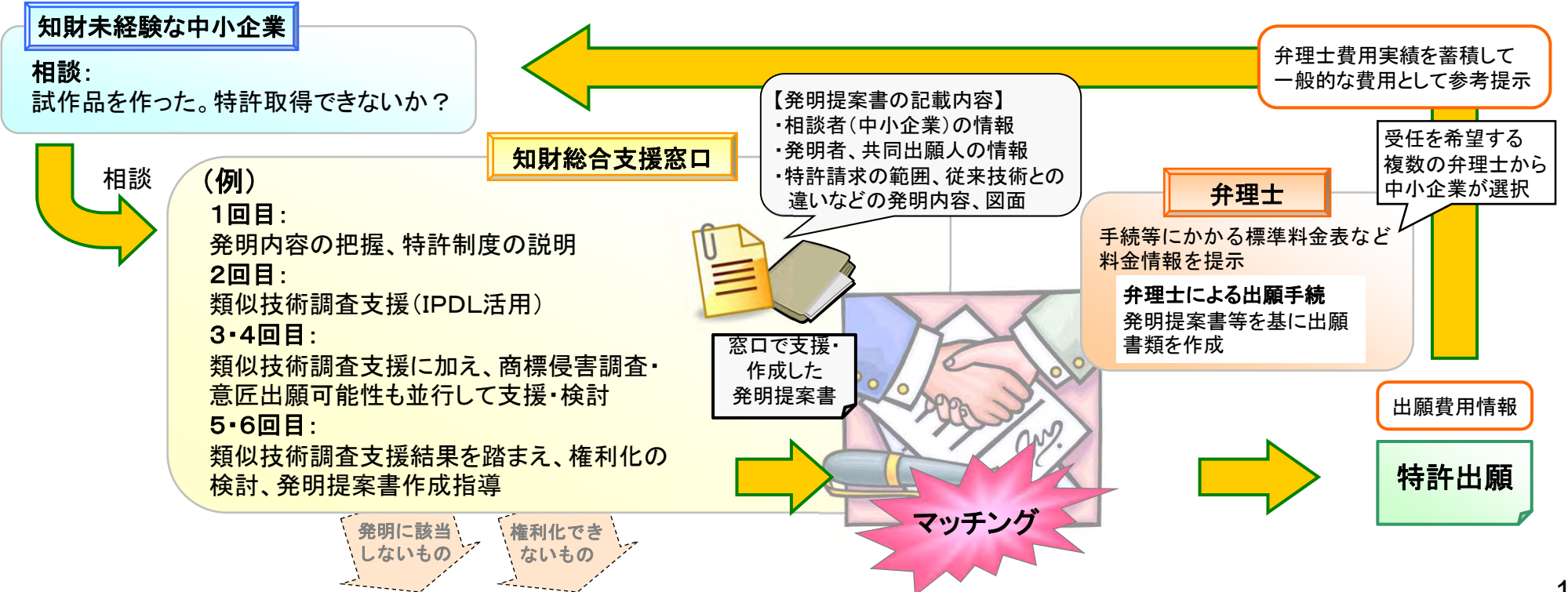
今後の取組、課題

海外展開支援への積極的支援（海外知財プロデューサーの活用）など、各支援機関と引き続き緊密に連携して支援する。また、参考となる連携事例を研修等により各窓口に周知することで大学・公設試等との連携活性化を図っていく。

項目46 新たな出願支援策の創設(知財コンダクター支援)

- 中小企業の特許出願を支援するため、知財総合支援窓口において類似技術調査や発明提案書の作成指導等の支援を実施(10月末時点で310件)。
- この支援により明細書等の出願書類作成に向けた準備を十分にした上で、権利化希望の中小企業と弁理士とのマッチングを行うことにより、弁理士費用の予見可能性を高める。
- マッチングで受任した弁理士による実際に出願に至った費用実績を蓄積し、その結果を窓口で出願に係る一般的な費用として参考提示していく。

窓口における支援(事例)



知財を活用した新事業創出支援(背景)

(円高・産業空洞化への対応)

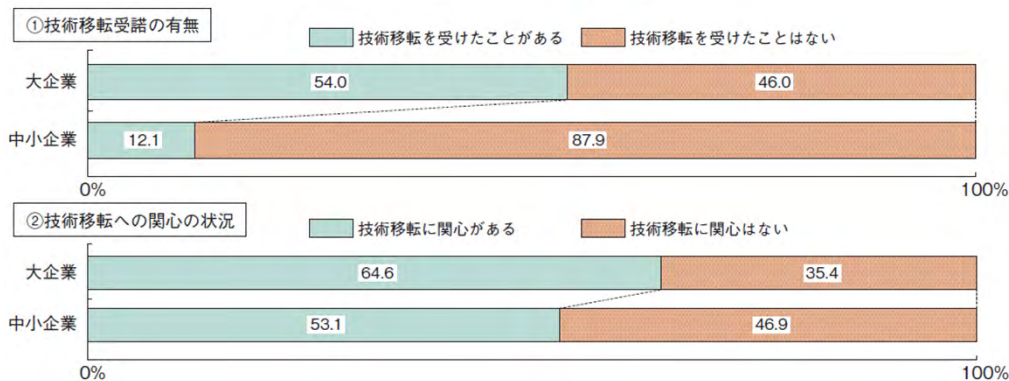
- ・我が国の特許120万件のうち、60万件は未利用。(開放可能な特許は20万件)
- ・円高による経営環境の悪化、大企業の海外流出が懸念される中、我が国経済の基盤を支える中小・中堅企業が、引続きその技術力を保持し、国内外において事業活動を展開して行くためには、国際的に通用する知的財産に裏打ちされた新事業・新製品の開発・生産を継続できる環境を整備することが不可欠。

(知財と事業化の間に存在するギャップ)

大企業や大学の貴重な知財の多くが、事業化されず未利用のまま休眠状態にある理由としては

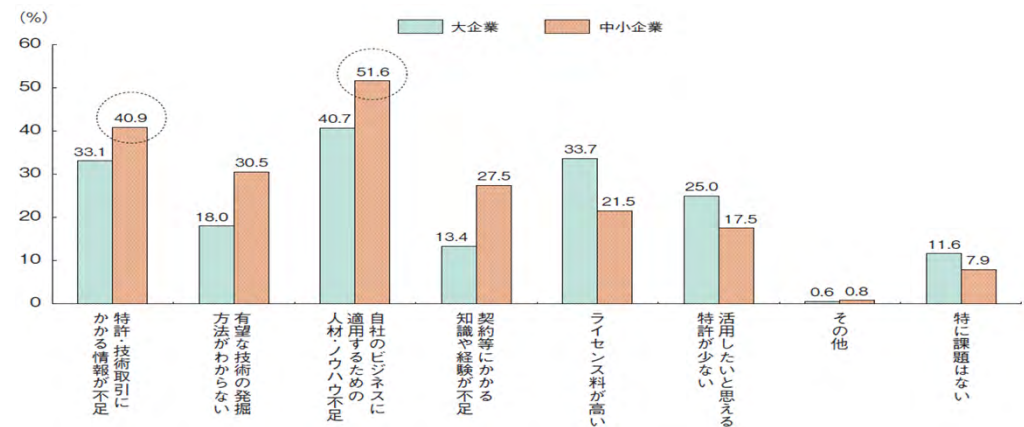
- ①製品化は可能であるが、市場が規模が小さく、大企業にとってのビジネスにならない
- ②中小・中堅企業の技術移転への関心は高いが、自社ビジネスに活用するための「情報」や「人材」が不足
- ③製品化するまでに、相当の開発期間と費用を要するため、取組めない
- ④権利範囲が狭く、事業化するには他の知財との組合せが必要 等

【企業の技術移転に対する関心】



出典:「中小企業白書2009年版」110頁

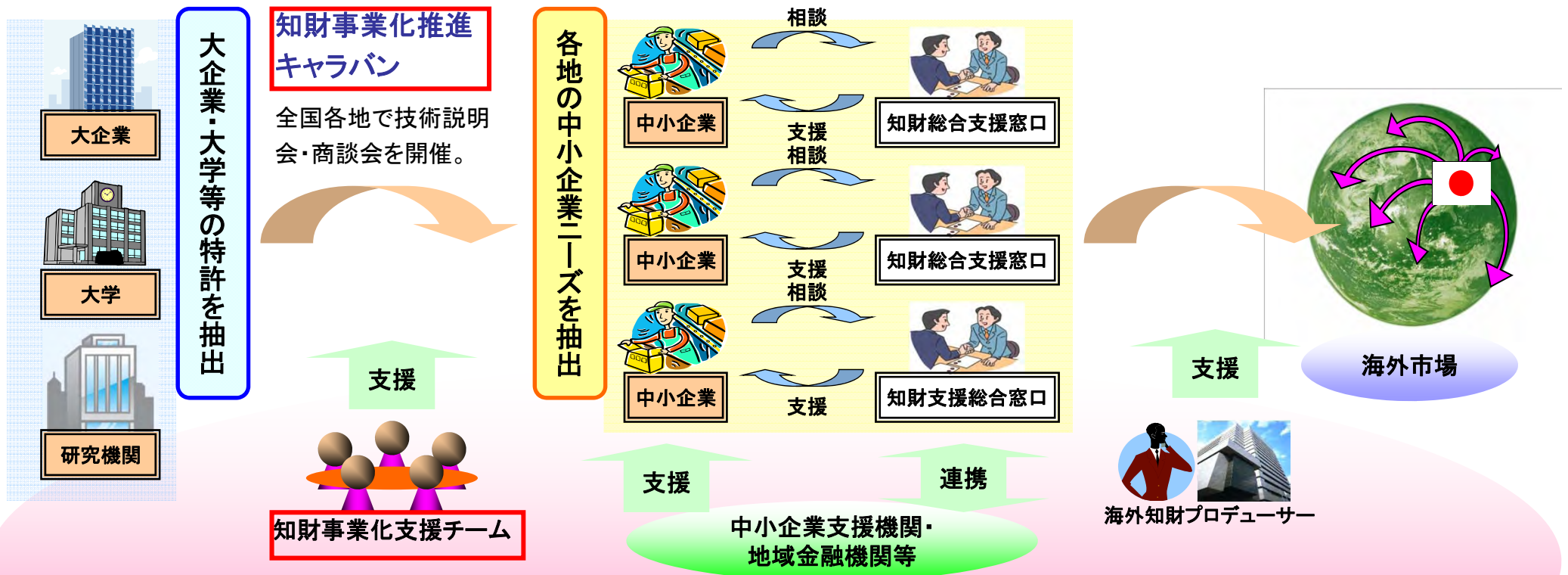
【技術移転を受ける際の課題】



出典:「中小企業白書2009年版」112頁

知財を活用した新事業創出のためのプラットフォームの構築（案）

- 新事業創出には、中堅・中小企業のもつ様々な技術のシーズを把握し、不足している技術・ノウハウを広く外部に求め、これを補完することによって、新製品の開発に繋げていくことが必要。
- 産学官及び個々の企業を熟知している中小企業支援機関・地域金融機関等によるプラットフォームを構築し、中堅・中小企業の新事業創出を支援。



①トランスレーション: 大企業、大学の技術の中でも多大な投資、長期の研究を行わなくても製品化できるような知財を選別して中小・中堅企業に分かりやすい形で提供。ライセンス後の技術指導を促進。

②インキュベーション: 中堅・中小企業の抱える課題を把握し、新事業創出に向けた解決策や指導者・支援先を紹介。

③海外展開支援: 海外展開を検討する中堅・中小企業に対し海外の提携先やライセンス情報、行政・司法、トラブル情報などを提供。